

# 天童市立第四中学校 部活動方針

## 1 部活動基本方針

- (1) 生徒がスポーツや文化活動に取り組むことで、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かな人間性を育んでいく基礎を築くとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようになる。
- (2) 部活動は、共通の興味や関心を持つ生徒達による自主的・自発的な活動であり、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、効率的に取り組めるようにする。なお、令和5年度より任意加入とする。
- (3) 学年や学級の所属をこえた集団の中で、社会性と規範意識を身につけるとともに、望ましい人間関係を育成できるようにする。
- (4) 顧問及びコーチ等の指導者は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラは人間の尊厳を否定するものであることを自覚し、根絶すべきものであることを理解して指導に当たる。

## 2 部活動の休養日及び活動時間について

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスをとり、授業を中心とする健全な学校生活を送ることができるよう、無理のない計画をする。その際、「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会）において、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されていることを踏まえて、以下の基準を遵守する。

### (1) 休養日

- ① 平日：水曜日を休養日とする。
- ② 週休日：土曜日と祝日は部活動可能日とし、日曜日は部活動休止日とする。ただし、大会等の諸事情で日曜日に部活動を計画する場合には土曜日を休止日とし、やむを得ず両日も休止日にできない場合には直近の登校日を部活動休止日とする。

### (2) 活動時間

- ① 平日：1日2時間程度
- ② 週休日：1日3時間程度

### (3) 連休中の休養日

- 連休となる日数の3分の1以上の日数

### (4) 長期休業中の休養日

- ① 原則として週休日は休養日とする。大会等に参加する場合は、平日に休養日を設ける。
- ② 連続した休養日（休養期間）を設ける。

### (5) その他

- ① 始業前の練習は禁止とする。
- ② 定期テスト3日前から活動休止日とする。
- ③ 職員会議と職員研修会があるときには、基本的に活動休止とするが、部活動指導員が巡回できる範囲で活動を可能とする場合もある。
- ④ 中体連主催大会と中文連主催・共催コンクールの約1カ月前から3週間は延長部活動を行ってもよい。その際、延長できるのは1日30分以内とし、顧問が直接指導できる場合のみ可能とする。

また、その期間は水曜日も通常練習の時間帯で活動可能とするが、週 1 日以上 of 休養日を設ける。

- ⑤ 活動日と地域の行事が重なった場合には、生徒が地域の行事に参加しやすいように配慮する。
- ⑥ 1 年生の活動に関しては、基本方針とは別に発達段階を考慮した上で負担とならないように十分に配慮する。
- ⑦ 部活動顧問の不在時に活動を行う場合には、部活動指導員による巡回を行ったり、または、当番を決めて巡回を行ったりして安全に活動できるように配慮する。
- ⑧ 大会参加や遠征等は、移動等を考慮すると一日単位となることが多いため、連続しないで月 2 回以内での参加とする。ただし、週 1 日以上 of 休養日を設けたうえで、年間単位で休養日を振り替えることもできる。

### 3 学校管理下外の活動について

#### (1) 学校外での活動

- 顧問は、部員が学校外の団体に所属し活動している実態を把握する。

#### (2) 保護者会主催の活動

- 顧問は、部活動に保護者会が設置されている場合、その目的が部活動の支援・協力・応援にあることを確認し、保護者会が単独で練習会を主催することの無いよう保護者の理解と協力を得る。

#### (3) 外部のスポーツクラブの活動

- ① 顧問は、部員が所属している学校管理下外のスポーツクラブ等が、学校の部活動と同じ内容の活動を行っている実態を把握した場合には、生徒の過度な負担とならないよう、部活動とスポーツクラブ等の活動を合わせても「2 部活動の休養日及び活動時間について」の基準内の活動となるように、部員、保護者、所属団体の理解と協力を得る。
- ② 顧問は、部員が学校管理下外のスポーツクラブ等への加入に関して任意の選択ができるようにし、保護者会として強制的に加入させたり、加入しなければならないような雰囲気になったりすることの無いよう、チーム関係者、保護者に理解と協力を得る。

### 4 事故防止について

#### ① 活動場所の安全確保と健康状態の把握

- ・顧問は、定期的に活動場所、設備、備品及び用具等の安全点検を行う。
- ・顧問は、部活動中に事故等が発生した場合には、本校の危機管理マニュアルに従って適切な対応をとるとともに、明確な記録を行う。
- ・顧問は、活動前に生徒の体調管理を行い、事故防止を徹底する。

#### ② 活動中に配慮すべき事項

- ・顧問は、活動中にも生徒の体調の変化に留意し、体調管理を行う。また、生徒自ら体調不良を感じたときに、申し出ることができるように良好な人間関係作りに努める。
- ・顧問は、活動中の気象情報に留意し、状況に合わせた活動時間や内容を決定する。また、場合によっては中止等の判断を行い、帰宅時の安全確保も考慮に入れてその後の行動の指示を的確に行う。

### 5 その他

- 長期的な視点で、生徒数と開設部活動数のバランスをとるために、適正部活動数検討委員会（教頭・教務主任・各学年主任・生徒指導主事・部活動担当・生徒指導部長）を継続的に開催する。